

## ダイオキシン類ばく露防止特別教育の開催ご案内

労働安全衛生法第59条第3項により、事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者を従事させる時はその業務に関する安全又は衛生の為の特別教育を行う事が義務付けられております。

労働安全衛生規則第36条34号～36号により「廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務」、「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務」、「廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務」は該当業務です。

当協会では、事業主に代わって特別教育を下記の日程により開催致しますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 令和3年12月9日(木) 13:00～17:00 (受付12:30 刈込作業12:50)

2. 場 所 (公財) 岩手労働基準協会 研修センター (盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911)  
\*会場案内図は当協会ホームページでご確認ください。FAXでもご案内いたします。

3. カリキュラム

時 間	講 習 科 目
12:50～13:00	刈込作業
13:00～13:30	ダイオキシン類の有害性 (0.5h)
13:30～15:00	作業の方法及び事故の場合の措置 (1.5h)
15:00～15:30	作業開始の設備の点検 (0.5h)
15:30～16:30	保護具の使用法 (1h)
16:30～17:00	その他ダイオキシン類のばく露の防止に関して必要な事項 (0.5h)
17:00～	修了証の授与

\*遅刻、欠課、早退者は修了証が交付されませんので必ず所定時間を受講してください。

受講料等	会 員	非会員
受講料	5,500円	受講料 6,600円
テキスト代	990円	テキスト代 990円
合 計	6,490円(消費税10%込)	合 計 7,590円(消費税10%込)

5. 申込方法 「受講申込書」により受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。  
(受講申込書の受理をもって受付といたします。)  
\*銀行振込の場合は、下記口座へ12月1日までに(協会窓口への持参・現金書留可)お振込み願います。

岩手銀行県庁支店(普) 0103622 (公財) 岩手労働基準協会

〒020-0857 盛岡市北飯岡1-10-25 TEL 019-681-9911・FAX 019-681-1018

6. 締 切 日 12月1日(水) ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

7. キャンセルの取扱 12月2日(木)以降の申込取消については、受講料はお返しいたしません。

8. そ の 他 受講票を送付致しますので、当日講習会場の受付で提示願います。(12/2(木)発送)

当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。

受講者には全科目修了後、「修了証」を交付します。

ダイオキシン類ばく露防止特別教育受講申込書(12月)

講習日 令和3年12月9日(木)

ふりがな 氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい) TEL ( ) ( ) ( ) 〒 — 緊急用 携帯電話 ( ) ( ) ( )					

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 —	TEL ( ) ( ) ( )	FAX ( ) ( ) ( )	
	事業場名 代表者名			担当者名 内線 ( )	
※該当箇所にお印をお付け下さい。		(公財)岩手労働基準協会賛助会員の有無	会員	会員外	受講料振込予定日
		受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日

令和 年 月 日

受講者名 (本人自署) \_\_\_\_\_

公益財団法人 岩手労働基準協会 長 殿

- [注] ●氏名(ふりがな)生年月日、現住所欄には、誤りのないようはつきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに担当者名をご記入下さい。
- 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する事以外には使用いたしません。

受付印